

資 料 提 供	
令和4年9月20日	
担当課 (担当者)	社会教育課 (白岩)
電話(内線)	0857-26-7518

## 鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議の建議書の提出

このたび、鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議が本県のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について建議書を取りまとめられ、下記のとおり教育長に提出されます。

記

- 1 日 時 令和4年9月22日(木) 午前9時15分から午前9時45分まで
- 2 場 所 教育長室(県庁第二庁舎5階)
- 3 提 出 者 鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼社会教育委員会議  
分科会長 川口有美子 氏(公立鳥取環境大学環境学部准教授)  
副会長 大堀 貴士 氏(特定非営利活動法人ハーモニカレッジ理事長)
- 4 受 理 者 鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹
- 5 建議の概要 (題名) 「地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて」  
(概要) 平成29年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置が努力義務化された学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と、社会教育法に規定された地域学校協働活動について、国の動向や県内の視察結果を踏まえて審議し、地域の特性を生かし持続可能な活動としていくための考え方と施策例を取りまとめたもの。

### [参考]

- ・鳥取県教育審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じて学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項について調査審議し、教育委員会又は知事に建議する附属機関。(鳥取県教育審議会条例第3条)
- ・規定に定めのある事項については、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることとなっている。(同条例第10条第6項及び鳥取県教育審議会運営規程第5条第2項)
- ・鳥取県教育審議会生涯学習分科会におかれては、今期委員が任期中に行ってこられたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する視察・意見交換をまとめて提言すべく、調査審議を重ねてこられた。(委員任期 令和2年10月1日～令和4年9月30日)
- ・提言する内容を建議としてとりまとめるまでに、市町村立学校3校、県立学校2校の視察と関係者との意見交換及び5回の審議会を開催された。
- ・教育審議会生涯学習分科会が建議を行うのは、平成20年8月11日の「鳥取県における公民館振興策」の建議以来となる。
- ・本県の教育審議会生涯学習分科会は社会教育法及び鳥取県社会教育委員に関する条例による鳥取県社会教育委員会議を兼ねている。